

令和 8 年度 中小企業団体 全道大会

日時 令和 8 年 8 月 5 日 (水)

午後 2 時

場所 札幌ガーデンパレス「丹頂」



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

目 次

I 中東情勢の変化等への対応

- (1) エネルギー・原材料価格の高騰抑制に係る支援 1
- (2) 燃料・石油化学製品等の安定供給の確保 1
- (3) 価格転嫁に関する支援 2

II 地方創生の推進

- (1) 人口減少対策の推進 3
- (2) 防災・減災に係るインフラ整備促進 3
- (3) 地域交通機能の維持・強化 4
- (4) まちづくりの推進と中核的組織に対する支援の強化 4

III 積極的な事業活動を支える環境整備

- 1. 人手不足・人材育成対策 5
- 2. 地域経済対策 7
- 3. 中小企業・小規模事業者対策 9
- 4. 官公需対策 12
- 5. 商店街対策 13

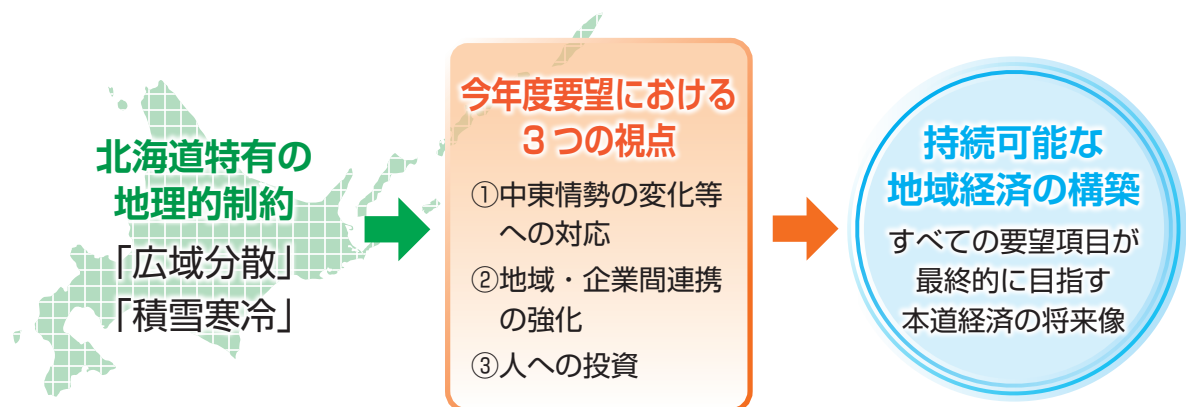
- 参考資料 14

北海道は、人口減少や少子高齢化、さらには札幌圏への人口集中により、地域の活力低下が懸念され、加えて、中東情勢の緊迫化や為替変動に伴う原油や石油化学製品の価格高騰や供給不安は、地域経済に大きな影響を及ぼしている。

本要望では、持続可能な地域経済の構築に向けて、価格高騰対策の強化と燃料石油化学製品等の安定供給の確保を柱とする「**中東情勢の変化等への対応**」、中小企業・小規模事業者の自助努力では解決し得ない課題に対応するための「**地域・企業間連携の強化**」、人材の確保やデジタル人材育成等を推進する「**人への投資**」の3つの視点を重視し、要望項目を取りまとめた。

また、各項目に掲げた課題に対応するためには、本道特有の「広域分散」や「積雪寒冷」といった地理的制約を十分に踏まえる必要があり、全国一律の施策では十分な効果が得られない場合も多いことから、北海道の実情に即した柔軟な制度設計と支援を求めるものである。

本日、全道の中小企業団体等の関係者が一堂に会し、中小企業・小規模事業者が直面する諸課題について認識を共有するとともに、その解決に向けた活動を積極的に展開するため、国や道、市町村等への要望事項を決議する。



I 中東情勢の変化等への対応【新設】

中小企業・小規模事業者にとって、世界情勢の変化や為替変動に伴うエネルギー・原材料価格の高騰は、収益を著しく圧迫し、事業の継続・雇用の維持に大きな影響を及ぼしている。特に、原油輸入の大部分を占める中東情勢の悪化は、価格高騰のみならず、計り知れないリスクを抱えている。

本道は広域分散型の地域構造に加え、積雪寒冷な気候の下で地域間の移動や暖房、除雪など石油燃料への依存度が極めて高いことから、燃料や石油化学製品の供給不安は地域経済に大きな影響を及ぼすものである。これらを踏まえ、本道経済に影響が生じないよう機動的な負担軽減策の実施や、必要な原油の安定供給の確保に向けた対策に加え、十分な価格転嫁が行えるように支援策を講じるよう強く求めるものである。

(1) エネルギー・原材料価格の高騰抑制に係る支援（国・道・市町村）

➤ 「燃料油価格定額引下げ措置」及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」等の継続

事業活動に必要なエネルギー・原材料価格の高騰の長期化は、幅広い業種で経費の増加となり、利益圧迫が経営に大きな影響を及ぼしている。よって、エネルギーコストの抑制を図るため、「燃料油価格定額引下げ措置」、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」及び重点支援地方交付金による特別高圧電力補助の支援を継続すること。

また、原材料価格等の高騰抑制対策や原材料費等の高騰に伴うコストへの対応のための設備導入、新製品・新商品の開発等に向けた支援対策や優遇措置など、物価高騰への経済対策を強力に実施すること。

(2) 燃料・石油化学製品等の安定供給の確保（国・道）【新規】

➤ 燃料・石油化学製品等の供給に関する情報提供と安定的な供給の確保

広域分散型で積雪寒冷な気候の下で、地域間の移動や暖房、除雪など石油燃料への依存度が極めて高い本道において、中小企業・小規模事業者が事業活動に必要な燃料をはじめ、商品の輸送や保管に使用する梱包資材や塗料・シンナーといった建築資材など石油化学製品等の供給に関する迅速な情報提供と安定的な供給の確保を図ること。

(3) 価格転嫁に関する支援（国・道）

- 民間発注等の「商習慣」是正による価格転嫁の実効性向上と継続的な監視・調査の実施
- 中小企業団体中央会を活用した支援の強化と団体協約締結権の活用・周知

本年 1 月に施行された「中小受託取引適正化法」に基づき、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止など「構造的な価格転嫁」の実現を進めているところであるが、その施行において、これまで容認せざるを得なかった民間の指値発注等「商習慣」の是正のほか、円滑な価格交渉のための支援の充実など、価格転嫁を促す枠組みの取組を実効性あるものとし、特に、賃上げに伴う労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう継続的な監視・調査を実施するとともに、価格改定後の迅速な精算と支払いを促すなど、円滑な価格転嫁と取引の適正化が実現するよう支援すること。

あわせて、昨年の国会附帯決議に盛り込まれた中小企業団体中央会の活用による支援の強化とともに、中小企業組合に付与される団体協約締結権の活用について、積極的な働きかけによる周知と運用改善を行うこと。

参考資料 ※ 1 「価格転嫁に関する道内企業」

Ⅱ 地域創生の推進

北海道は、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化などにより、担い手不足を背景とした地域社会の活力の低下が加速している。地方創生の推進は、地域の一翼を担ってきた中小企業・小規模事業者の持続的発展にとって不可欠であることから、人口減少への抜本的な対策と防災・減災インフラの整備促進、地域交通機能の維持・強化など力強い施策の推進を求めるものである。

(1) 人口減少対策の推進（国・道・市町村）

- 急速に進む人口減少と過疎化への抜本的対策
- 地域資源を活かした産業・観光の振興、外国人材の受入促進と共生
- 自治体、事業者、住民が連携する持続可能な地域づくり

北海道は、急速に進む人口減少と過疎化により、地域の産業や経済はもとより地域社会の活力の低下が懸念されることから、安心して出産し育児ができる環境の整備や若者・女性・高齢者等が働きやすく活躍できる環境づくり、地域資源を活かした観光振興や移住・定住の促進、外国人材の受入促進と地域の一員として安心して生活できるよう、地元自治体による積極的な相互理解支援や生活支援を実施するとともに、中山間地域等におけるデジタル環境の整備を進め、地域間格差の是正と新たな産業・働き方の創出を図るなど、人口減少への抜本的な対策を強化し、自治体・事業者・住民が一体となり連携する持続可能な地域づくりの推進を行うこと。

(2) 防災・減災に係るインフラ整備促進（国・道・市町村）

- 防災・減災による社会資本の計画的な維持・整備
- 災害時に住民に近い存在の商店街・ガソリンスタンド機能の活用

大規模地震や局地的豪雨などの自然災害などにより、災害リスクが増大していることから、安全・安心な暮らしを支える防災・減災に向けた社会資本の計画的な整備・更新を行うこと。

特に、高度成長期に埋設され耐用年数を超えた下水道管等の老朽化に対し、重大な事故や二次被害のリスクの防止に加え、安定的かつ持続的に機能させるため、国が策定した官民連携によるガイドラインを踏まえ、地域の中小企業・小規模事業者に配慮した対策を講じること。

また、地域住民の生活に密着した商店街やガソリンスタンドの機能を活用し、防災体制強化や情報伝達機能の充実を図ることで、被害を最小限に抑える強靱な地域づくりを一層推進すること。

参考資料 ※ 2 「社会資本の老朽化」

(3) 地域交通機能の維持・強化（国・道・市町村）

- 住民や観光客の利便性を高めるシームレスな地域交通の確立
- 高規格道路の整備拡大に伴う道路交通機能の維持・強化
- 地方路線の維持・強化と北海道新幹線延伸の早期完成・開業

運転手不足や利用者の減少などによりバス路線の縮小や減便が進み、日々の買物や通学・通院に支障を来している現状を鑑み、デマンド交通や自動運転の導入の推進や観光客にとっても利便性向上につながるシームレスな交通体系を形成すること。

また、広大な面積を有する本道において、物流の効率化、災害時輸送に加え、観光振興やドライバーの労働環境改善にも不可欠な高規格道路の早期整備及び未整備区間の解消を図ること。

さらに、鉄路維持に向けた国の支援を求めるとともに、開業遅延が懸念される「北海道新幹線札幌延伸」については、工期短縮に向けた検討により 1 日も早い完成・開業を目指すこと。

(4) まちづくりの推進と中核的組織に対する支援の強化（国・道・市町村）

- コンパクト化を見据えた都市機能の適正配置と社会的機能の向上
- まちづくりの中核的組織としての商店街への支援
- 地域生活や経済活動を守る拠点となる機能の拡充支援

中心市街地は、地域課題の解決やライフスタイルの変化に対応し、地域住民やコミュニティのニーズに応えた社会的機能を、より一層高める取組を推進すること。

そのためには、買物やサービス提供の場に留まらず、防犯や高齢者対策、文化伝承を担う商店街を地域の中核的組織と位置づけるとともに、共同施設の老朽化更新・撤去に対して支援すること。あわせて、広域分散型という本道の特性を踏まえ、ガソリンスタンド等の施設が、地域の生活や経済活動を守るエネルギー供給機能を維持できるよう支援を拡充すること。

また、地域の枠組みを超えた広域的な連携体制に取り組み、効率的かつ持続可能な社会基盤を整備すること。

Ⅲ 積極的な事業活動を支える環境整備

1. 人手不足・人材育成対策

地域における人手不足は、人口減少、少子高齢化や働き手の流出による労働力人口の減少、新規学卒者等の若年者の非現業志向・離職率の高さなどにより拍車がかかっている。

このような中、中小企業・小規模事業者は、働き手を確保し事業継続を図るとともに、「働き方改革」や「年収の壁」への対応にも取り組む必要があることから、地域の実情を踏まえたきめ細かな、人手不足・人材育成対策を総合的に講じることを求めるものである。

(1) 働き方改革に係る対応支援の拡充（国・道）

- 本道の地域事情を踏まえた働き方改革の周知・啓発
- 設備投資・業務改善など実情に即した補助金・助成金の拡充

時間外労働時間の上限規制や年次有給休暇取得の義務化、育児・介護休業への対応が求められる中、季節による繁閑差といった本道の地域事情や、変形労働時間制の採用など、完全週休2日制を実施できない業種に対する求職者の理解促進のための周知・啓発を行うこと。

また、全ての事業者が働き方改革へ円滑に対応できるよう、中小企業・小規模事業者への設備投資・業務改善など実情に即した補助金や助成金を拡充すること。

(2) 「年収の壁」の抜本的対策（国・道）

- 税・社会保障制度の抜本的改革

最低賃金の上昇に伴い、パートタイマーが「年収の壁」を理由に就労時間を抑制し、結果として労働力不足が生じている。国においても対応策が進められているものの、現場では依然として就労調整が発生し、事業継続に支障をきたしている。このため、所得税の課税最低限の更なる見直しや、社会保険上の扶養制度の抜本的改革を行い、働く人材と事業者双方の負担軽減に加え、制度の簡素化と周知徹底を図ること。

(3) 地域の就業対策と技術・技能人材の育成・承継支援（国・道・市町村）

- 職業観・就業意識の醸成に向けた産学官連携の強化と教育現場の体験支援
- 女性・高齢者など多様な人材活用のための総合的支援策

新規卒者などの若年者の非現業志向や離職率の高さ、あわせて中堅人材の不足などの課題に対応するため、学齢期からの職業観・就業意識の醸成に向けた産学官が連携する環境づくりの整備と教育現場における技能大会や現場体験の機会を拡充すること。

また、熟練技能者の高齢化が進み、技術・技能の承継が急務となっていることから、人材養成や資格取得のための助成を行うほか、週休2日制以外の職場が敬遠されるなど、変形労働時間制等への理解不足もあることから、職場の理解促進に向けた支援を行うこと。さらに、女性や高齢者の就業環境整備や雇用に積極的な中小企業・小規模事業者へのマッチング支援など、多様な人材の活用に向けた総合的支援策の強化を行うこと。

*工業系教育機関による全国大会、技能大会等への参加に対し、業界団体として中小企業組合が支援

(4) 地域における外国人材の育成・確保（国・道・市町村）

- 育成就労制度への移行に伴う業種指定と運用
- 転籍要件など地方の中小企業者への配慮
- 受入監理団体としての協同組合の役割の継続
- 外国人材の「地域の一員」としての定着・生活支援

技能実習制度から「育成就労制度」への移行にあたり、これまで活用してきた事業者が除外されないよう業種指定を行う必要があるほか、転籍要件については、人材の流出懸念など地方の中小企業に配慮した運用や、監理団体として大きな役割を担う協同組合が支援を継続できるよう、早期の整備と速やかな情報提供を行うこと。

また、外国人労働者が地域の一員として安心して生活できるよう、地元自治体による積極的な支援を実施すること。

(5) 「特定地域づくり事業協同組合」の積極的な活用（国・道・市町村）

- 組合制度の積極的な活用と財政支援の拡充
- 地域おこし協力隊員等との連携による運営

人口減少や基幹産業が衰退した地域経済の活性化を図るため、地域産業の維持や新産業の創出、働き手の確保に貢献し、地域の交流人口と移住・定住の促進にもつながる「特定地域づくり事業協同組合」の取組を促進すること。

また、組合の立ち上げから経営基盤の安定までの財政支援の拡充と、支援金の非課税取扱や交付金対象上限額及び補助率の引上げなど制度の見直しを行うとともに、積極的な周知と地域おこし協力隊員等との連携による、地域のマルチワーカー確保に向けた安定的な雇用環境などの支援策についても拡充すること。

参考資料 ※ 3 「道内の特定地域づくり事業協同組合の状況」

2. 地域経済対策

本道経済は、長期化する物価高騰や円安、中東地域の情勢悪化などから、地域の経済情勢は依然として厳しい状況となっていることに加え、賃上げや人口減少による人手不足への対応、デジタル化・グリーン化などの社会環境変化への対応が求められている状況にある。

このため、地域の担い手である中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化し、地域経済全体を底上げすることができる対策を積極的に講じることを求めるものである。

(1) 地域実情を踏まえた最低賃金の設定（国・道）

- 「地方最低賃金審議会」の自主性を尊重したデータに基づく設定
- 賃上げを実施した事業者への支援策拡充と、設計労務単価への速やかな反映

中小企業・小規模事業者は、エネルギー・原材料価格高騰により、厳しい状況の中、身を削りながら賃上げへの対応を余儀なくされており、最低賃金については「地域最低賃金審議会」の自主性を尊重し、データによる明確な根拠のもと地域の経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映した水準にするとともに、賃上げを実施した中小企業・小規模事業者への補助金や助成金など、賃上げを後押しする支援策の更なる拡充を行うこと。

また、最低賃金が改定された場合は、公共事業等の設計労務単価に速やかに反映させるほか、民間工事に対しても同様に反映するよう指導を行うこと。

(2) 新たな産業創出効果の全道への波及（国・道）

- 全道の中小企業・小規模事業者へ効果を波及させるための可視化や具体的な方策の提示と実施

次世代半導体の国産化を目指すラピダスは、北海道への経済波及効果について2036年度までの累計で最大18.8兆円との試算があり、地域の雇用創出や経済の活性化、技術革新が期待される。また、令和8年2月に改称した北海道・札幌市の「GX／AI金融・資産運用特区」は、従前のGX政策にAI政策を加え、資金や人材、情報の集積を目指し、AI利活用の実証フィールドとして、GX／AI産業のサプライチェーンの構築や雇用創出、これら産業のスタートアップや人材の育成などの取組を進めていくこととしている。

一方で、工場建設に伴い、技術者等の人材不足や人材集中に加え、道内地域格差の拡大が懸念されているほか、特区については、中小企業・小規模事業者が、その取組を実感し前向きに取り組むための情報等が不足しているため、取組事例の提示など効果の可視化や効果が広く波及するための具体的な方策を実施すること。

(3) 物流・建設業に係る「2024 年問題」への支援（国・道）

- 本道の地域特性に応じた労働時間規制の柔軟な特例措置の検討
- 事業者の実情を踏まえた支援と助成の拡充

本道の物流・建設業は、広大な面積や積雪寒冷な気候から、「2024 年問題」の影響を強く受けている。特に、冬季は積雪等による作業効率の低下や長距離移動が必要な現場による時間外労働の制限から、人手不足や納期等の遅延を招いており、地域経済や住民生活への影響も懸念される。

事業継続のためには、価格転嫁のほか労働時間規制に柔軟性を持たせる特例措置の検討や冬季・長距離対応のための追加支援、人材確保に向けた助成制度の強化など、北海道特有の地理的制約や事業者の実情を踏まえたきめ細かな支援を行うこと。

(4) 低廉で低炭素なエネルギーの安定供給の推進（国・道）

- 多様な電源構成に向けた対策強化と送電網の拡張
- 納得感のある料金値下げを前提とした原子力の活用
- 変革を求められる業界のロードマップの提示

本道においては、デジタル産業の進展や新たな産業創出に伴い、今後、電力需要の増加が見込まれることから、風力、バイオマス、水力、地熱等の地域特性を活かした、再生可能エネルギーの効果的な活用を促進し、あわせて安全性の確保と地域の理解、さらに納得感のある料金値下げを前提とした、原子力の活用など、多様な電源構成に向けた対策を強化するとともに、送電網の拡張を行うこと。

また、石油業界等のエネルギー供給における位置付けを明確にし、変革を求められる業界のロードマップを示すほか、災害に強いエネルギー分散配置とグリーン社会実現のための、設備投資等に対する補助金や融資等の拡充を行うこと。

(5) 軽油引取税の課税免除措置の恒久化と対象の拡大（国・道）

- 軽油引取税の課税免除特例措置の恒久化・延長及び対象設備機器の拡大

地域や中小企業・小規模事業者の経営に配慮し、令和 9 年 3 月末に期限が到来する軽油引取税の課税免除の特例措置を恒久化または延長すること。

また、課税免除の効果を地域の経済や事業の活性化に波及させる観点から、対象となる設備機器を拡大すること。

3. 中小企業・小規模事業者対策

中小企業・小規模事業者は、地域の経済と雇用を支える存在として地域を活性化させ、発展に導く重要な役割を果たしてきたが、人口減少を背景とした少子高齢化による社会環境や産業構造の変革など事業環境の変化に伴い、その活力の低下が懸念される。

地域の閉塞感を打開し、持続的発展を可能にするためには、中小企業・小規模事業者の事業活動を活発化させることが重要であることから、その妨げとなっている問題を解決するためのきめ細やかで実効性のある対策を積極的に講じることを求めるものである。

(1) 中小企業連携組織対策の支援策拡充（国・道・市町村）

- 北海道小規模企業振興方策への「中小企業・小規模事業者の組織化」の明記
- 中小企業連携組織の活用を重視した施策の実施
- 中小企業連携組織対策事業予算の確保・拡充

中小企業・小規模事業者が直面する、人手不足や事業承継、最低賃金の引上げ、働き方改革、生産性向上などの課題に取り組むためには、経営資源を補完・補強し合う中小企業連携組織による共同事業の取組が重要となっており、地域経済に果たす役割は極めて大きいものとなっていることから、道の「北海道小規模企業振興方策」の展開方向に、中小企業・小規模事業者の組織化を盛り込むとともに、中小企業連携組織の活用を重視した施策を実施すること。

あわせて、中小企業団体中央会が唯一の専門支援機関として、地域の持続可能性を高め、組合や組合員企業に寄り添った課題解決へ取り組むための伴走型支援が強く求められていることから、中小企業連携組織対策事業予算の十分な確保と拡充をすること。

(2) 事業継続に向けた切れ目のない支援（国・道・市町村）

- 事業継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更・借換への柔軟な対応

物価高騰や人手不足に加え、中東情勢の悪化による世界情勢不安から、事業経営は不透明な状況となっている。

景気回復を想定した借入金の返済が厳しい状況などから、中小企業・小規模事業者の事業継続のためには、必要な資金の供給、既存融資の返済期間の延長等の条件変更や借換など、事業者の実態に応じた柔軟な対応によって、その克服を支援する必要があることから施策の強化を行うこと。

参考資料 ※ 4 「道内の主要 DI」

(3) 賃上げにつながる生産性向上への支援策拡充（国・道）

- 「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」「省力化投資補助金」の補助上限額の増額及び恒久的事業としての実施
- 経営資源が脆弱な事業者への伴走支援

中小企業の新市場・高付加価値事業への進出をはじめ、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援する「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」が今年度から創設されたほか、「省力化投資補助金」は売上拡大や生産性向上の後押しに効果をもたらしている。しかし、物価高騰に伴い導入機器の価格が上昇しており、事業者の負担は依然として大きいことから、各補助金の上限額の増額を行い利用促進を図ること。

また、継続的な賃上げ、人手不足、働き方改革、デジタル化、グリーン化など、事業者が次々と求められる経営環境変化への対応には、これらの補助金は必要な施策であることから、恒久的な事業としての取組を実施すること。

加えて、経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者の積極的な取組を支援するため、人材・資金を機動的に活用できるサポート体制を整備すること。

＊〔道内採択状況：ものづくり補助金（1次～21次）〕

交付決定件数：1,575件・交付決定額 12,458,992千円（令和8年5月末現在）

(4) 事業承継円滑化対策の支援強化（国・道）

- 最適な承継を促す相談窓口・マッチングシステムの充実
- 納税猶予制度の要件緩和と「事業承継・M & A 補助金」の継続実施

地域経済の維持・継続を図っていくためには、中小企業・小規模事業者の事業承継が不可欠なことから、親族間承継や従業員・役員承継（MBO）のみならず、地域及び地域外の第三者承継（M & A）など、最適な承継を促すための相談窓口やマッチングシステムの充実を図ること。

また、特例承継計画の提出期限が令和9年9月末まで延長されたことを踏まえ、相続税・贈与税の要件緩和と手続きを簡素化するほか、「事業承継・M & A 補助金」を継続措置し、特に地域の小規模事業者に対する積極的な支援を行うこと。

参考資料 ※ 5 「都道府県別後継者不在率の推移」

(5) 消費税インボイス制度の対応に係る支援（国・道）

- 事業者への影響の実態把握
- 事業者の経済的・事務的な負担軽減支援

消費税インボイス制度は、中小企業・小規模事業者にとって多大な負担が生じ、対応できない小規模な事業者の事業継続を困難にする恐れがあることから、導入後の事業者への影響の実態把握を継続的に行うこと。また、免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減措置としての「2割特例」の延長と制度対応に必要な事務負担の軽減を図るための支援策を拡充すること。

(6) デジタル化に向けた支援（国・道・市町村）

- 中小企業連携組織の優位性を活用した啓蒙普及とリスキリング支援
- キャッシュレス決済の普及によるデジタル化の推進
- 食品消費税が減税された場合の負担軽減

デジタル化や AI 活用への対応を求められている中小企業・小規模事業者は、その導入や活用に関する知識を有する人材や情報が不足していることから、中小企業連携組織の優位性を活用した、デジタル社会に適応するための啓蒙普及とリスキリングによるデジタル人材育成等の研修や派遣等の支援措置のほか、キャッシュレス決済の普及を促すために、設備投資時に活用できる IT 導入補助金等の支援策の拡充や手数料の負担軽減措置を行うこと。

また、食品消費税が減税された場合のシステム改修にかかる時間や経費に負担が生じないように支援を講じるとともに、関連する影響が生じないように、十分に配慮した対策を講じること。

(7) 事業継続計画（BCP）等策定支援の拡充（国・道・市町村）

- 積極的な策定を促す周知啓発と費用補助等の拡充
- 商店街機能の活用のための策定支援策

頻発する災害や世界情勢不安などから「事業継続計画（BCP）」及び国が認定する「事業継続力強化計画」策定の必要性が高まっている。しかし、大企業に比べて時間的、経済的な余裕が少ない中小企業・小規模事業者の取組は依然として進んでいない状況にあることから、積極的な策定を促す周知啓発に加えて、個別の取組に対する支援や策定費用補助等の拡充を行うこと。

また、商店街においては、災害時等の来街者の安全確保や避難誘導、共同施設の管理など、商店街の特性を踏まえたエリアとしての計画が必要なことから、その策定に対する支援策を講じること。

* 北海道中央会では、会員組合及び組合員企業に対し専門家を派遣し計画策定を支援

(8) 中小企業振興基本条例の制定促進（道・市町村）

- 地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる条例制定促進

地域を活性化し、持続的発展を実現するためには、その主体である中小企業・小規模事業者の振興が不可欠である。各自治体において地域特性を踏まえた振興策の拠り所となる中小企業振興基本条例の制定や状況に応じた不断の見直しを行うなど、積極的な振興策の展開を図ること。

* 道内 78 市町村制定（22 市 50 町 6 村）〔令和 8 年 7 月時点〕

4. 官公需対策

国の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」と、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、受注機会の増大のための手立てを講じているものの、契約現場では認知度が低いため、国及び地方自治体の発注部局に対して周知徹底するほか、官公需適格組合の活用促進を求めるものである。

(1) 官公需の受注機会確保及び少額随意契約の積極的活用（国・道・市町村）

- 「方針」の徹底と地元事業者の受注機会の確保
- 地元への優先発注と分離・分割発注、少額随意契約の活用
- 最低制限価格制度、低入札価格調査制度及び総合評価落札方式の活用

国及び道の「方針」を契約現場に徹底し、発注時期や発注量の平準化に努めるとともに、実行状況を管理監督し、不十分な場合は是正勧告を行うほか、受注実績のない新規の中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に努め、地元事業者への優先発注を進めること。

また、国及び地方自治体は、分離・分割発注及び少額随意契約の積極的な活用努めるとともに、昨年4月に引き上げられた適用限度額については、物価上昇等の経済環境に留意し継続的な見直しを行うこと。

あわせて、予定価格の積算は、受注者が事業継続可能な収益を確保できるよう、最新の実勢価格や最低賃金の改定を反映させた適正な単価設定に努め、特に市況の変動が激しい燃料、原材料単価は十分に配慮し、人件費率の高い役務などの契約は、最低賃金の改定に合わせて人件費単価を速やかに見直すなど、柔軟に対応すること。

さらに、競争入札の採算を度外視した低価格受注を防止し、適正価格での受注が可能となるよう最低制限価格制度を適用するほか、低入札価格調査制度や総合評価落札方式についても積極的に活用すること。

(2) 官公需適格組合制度の積極的活用（国・道・市町村）

- 官公需適格組合制度の周知徹底と活用促進
- 官公需適格組合との平時からの連携と災害時の随意契約の活用

地域の中小企業・小規模事業者で構成する官公需適格組合は、保証された技術力や地域貢献度を有し地域社会に精通しているものの、依然として認知度が低い発注機関が散見される。このため、国や地方自治体の全ての契約現場に周知徹底するとともに、担当者の認識不足を解消するための情報提供を充実させ、発注機関と組合との意見交換の場を設けて認識を高めること。

また、国や地方自治体などと協定を締結している石油販売業をはじめ、水道、電気等のライフラインを確保する事業者など、地元の官公需適格組合及びその組合員事業者に対して、一定の優遇措置として平時から取引を行い連携を図るとともに、災害からの復旧・復興に当たっては官公需適格組合等との随意契約の実施などにより積極的に制度を活用すること。

5. 商店街対策

商店街は、専門性を持つ異業種の集積として、買物やサービス提供の場としてだけでなく、コミュニティを支える公共的な高度生活インフラの役割を担っているため、商店街組織の運営、取組や活動に対し中長期的な支援を行うことを求めるものである。

(1) 法人格を持った商店街組織に対する措置（国・道・市町村）

- 法人組織の商店街への優遇措置支援
- 法人化に向けた相談体制の充実

法人格を持った商店街組織は、明確な責任体制のもと納税等を含めた社会的責務を果たし、地域経済において重要な役割を担っている。しかしながら、昨今の支援施策は非法人である「任意会」も対象となるなど、組織化を阻む状況が生じていることから、法人組織に対する手厚い支援、補助率・補助限度額の差別化、申請書類の簡素化など、法人組織に対する優遇措置を講じ、任意会の法人化に向けた指導を一層強化すること。

加えて、専門家派遣や相談体制の拡充を通じて法人化の推進を加速すること。

(2) 組織の運営強化に向けた支援（国・道・市町村）

- 地域商店街の継続のための支援策を措置

商店街は、住民の身近な存在として安定的な商品・サービスの提供、安全・安心で快適な地域社会づくりやにぎわいの創出などに積極的に取り組んでいるが、地域の高齢化や組合員数の減少から運営が立ち行かなくなることが懸念されているが、こうした活動を継続・発展させていくため、後継者や新たな担い手、新規起業者のほか、事務局機能の強化に資する人材の確保と維持運営に対する支援施策を強力に行うこと。

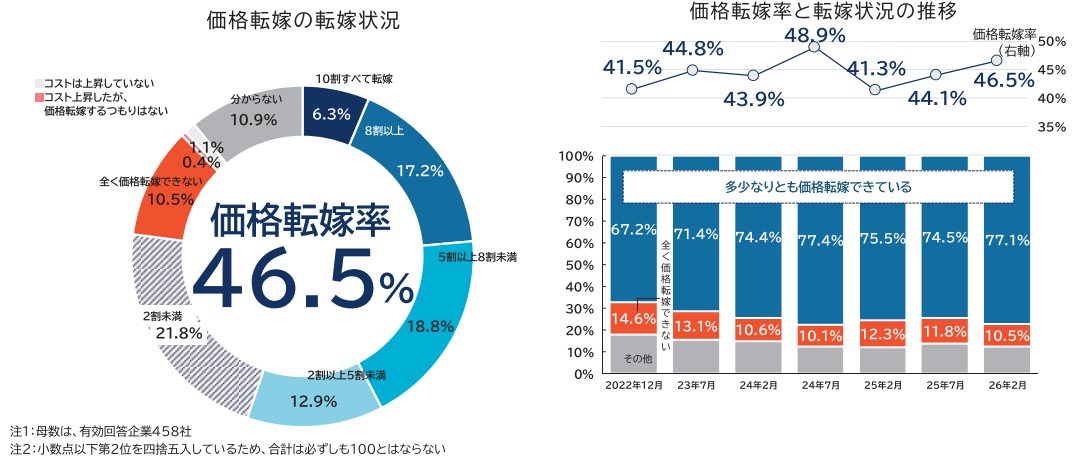
(3) 固定資産税の負担軽減（国・道・市町村）

- 負担調整措置による上限引き下げ等の軽減措置恒久化

地価が相対的に高い商業地の固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業・小規模事業者に対しても、一律に課せられる負担が極めて重いことから、令和8年度まで延長となっている税率引き下げや負担調整措置による上限の引き下げなど、軽減措置の恒久化を図ること。

※ 1 「価格転嫁に関する道内企業」 (P2 (3) 価格転嫁に関する支援)

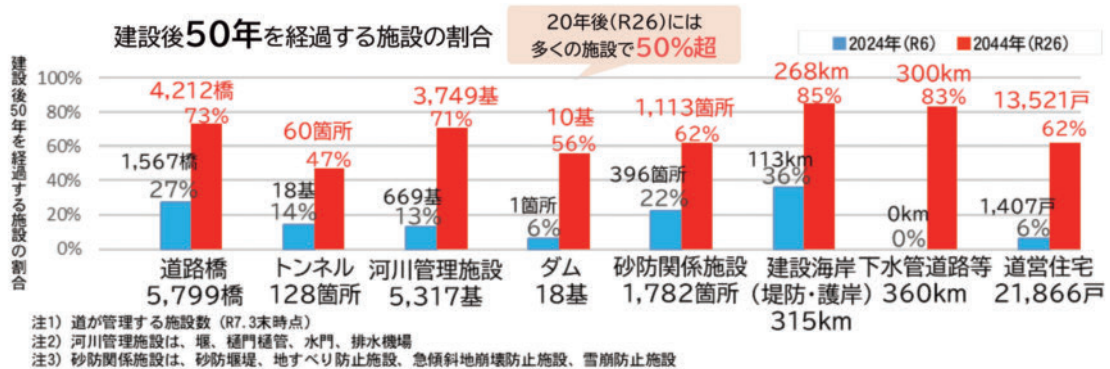
帝国データバンクの調査では、コストの上昇分に対して『多少なりとも価格転嫁できている』道内企業は77.1%となった。「2割未満」が21.8%で最も高く、「2割以上5割未満」が12.9%、「5割以上8割未満」が18.8%と続いた他方で「全く価格転嫁できない」企業は10.5%となり、前回調査(2025年7月)から1.3ポイント減少した。



出典：帝国データバンク札幌支店 「北海道・価格転嫁に関する実態調査」(2026年2月)

※ 2 「社会資本の老朽化」 (P3 (2) 防災・減災に係るインフラ整備促進)

北海道の調査では、社会資本の老朽化が進んでおり、20年後には多くの施設が建設後50年を経過。



出典：北海道「ケンセツミライ HOKKAIDO 北海道の社会資本整備 2026」

※ 3 「道内の特定地域づくり事業協同組合の状況」
(P6 (5) 「特定地域づくり事業協同組合」の積極的な活用)

道内の特定地域づくり事業協同組合の状況

※ 事業計画書等に基づき記載しており、派遣職員数や派遣業務内容等について、変更となる可能性があります。

組合名	初山別事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年1月14日 / 令和4年3月14日
事業開始	令和4年4月
組合員/派遣職員	10人 / 1人
派遣業務内容	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務、除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務、福祉事業乗降補助業務、浄化センター管理業務、ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業
組合事務局	事務局長1名

組合名	北竜ひまわり地域づくり協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和8年1月28日 / 令和8年3月18日
事業開始	令和8年4月
組合員/派遣職員	5人 / 1人(予定)
派遣業務内容	農業、施設管理業務、除雪業務、ホテル等業務、保育補助
組合事務局	事務局長1名

組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年3月25日 / 令和4年4月25日
事業開始	令和4年5月
組合員/派遣職員	9人 / 4人
派遣業務内容	漁労作業・水産養殖作業、農作業、養畜業、飲食業務、サービス業
組合事務局	事務局長1名、事務局員1名

組合名	ニセコ移住ワーク協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和7年6月27日 / 令和7年7月10日
事業開始	令和7年10月
組合員/派遣職員	4人 / 2人
派遣業務内容	飲食店業務、飲食料点小売業務、宿泊業務、酒類製造業務
組合事務局	事務局長1名



組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和3年11月26日 / 令和4年2月22日
事業開始	令和4年4月
組合員/派遣職員	13人 / 2人
派遣業務内容	コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務、道路バトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳、製本等業務、牧場業務(搾乳)カフェ接客、薪製造
組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名(町職員が兼職)………事務局員2名(町職員が兼務)

組合名	なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年2月14日 / 令和4年3月14日
事業開始	令和4年4月
組合員/派遣職員	5人 / 3人
派遣業務内容	旅客運送業務(タクシー及びバス)、穀類乾燥施設業務、農作業(牛育成)
組合事務局	事務局長1名(道北なよろ農業協同組合からの出向)

組合名	下川事業協同組合【既存組合に事業追加】
設立日/認定日	昭和25年2月27日 / 令和3年2月22日
事業開始	令和3年3月
組合員/派遣職員	18人 / 6人
派遣業務内容	食料品小売・販売業務、監視業務、木材・木製品製造生産設備制御、食料品製造
組合事務局	理事長1名、職員2名

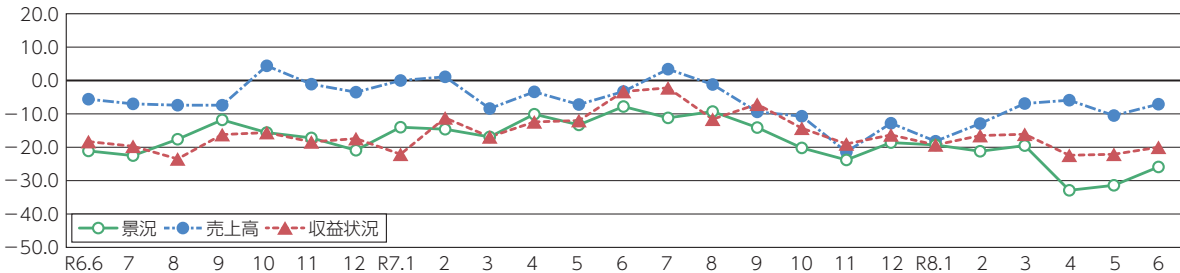
組合名	わーくる十勝しんどう協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和7年8月8日 / 令和7年9月3日
事業開始	令和7年10月
組合員/派遣職員	8人 / 3人
派遣業務内容	農作業、総合工事業務、木材・木製品製造業務、飲食料品小売業務、その他の小売業務、宿泊業務、農協施設業務
組合事務局	理事長1名、事務局員1名

組合名	しりうち地域づくり協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和6年4月1日 / 令和6年4月26日
事業開始	令和6年6月
組合員/派遣職員	25人 / 4人
派遣業務内容	農業、農協施設業務、水産加工業務、除雪業務
組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局員1名

* 認定組合 道内 9 組合 (全国 146 組合) [令和 8 年 7 月 1 日時点]

※ 4 「道内の主要 DI」 (P9 (2) 事業継続に向けた切れ目のない支援)

前年同月との比較で、「景況」、「売上高」、「収益状況」のすべてが減少した。
また、5 月から 6 月の推移は、「景況」、「売上高」、「収益状況」がすべて増加した。



出典：北海道中央会「情報連絡員レポート」(2026 年 6 月)

※ 5 「都道府県別後継者不在率の推移」
(P10 (4) 事業承継円滑化対策の支援強化)

帝国データバンクの調査では、北海道は「後継者不在率」が前年より 2.3 ポイント下回ったものの、63.6%と高く、2 年連続で全国で 3 番目に多かった。

出典：帝国データバンク
「全国企業「後継者不在率」動向調査 (2025 年)」

